

(平成25年10月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 7 件

## 関東神奈川国民年金 事案 7117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和48年4月から54年6月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和56年9月頃、区役所の窓口の男性職員に、納付していなかった期間の国民年金保険料を納付する意向を伝えた際、その職員から、「当時の保険料額ではなく、現在の保険料額で未納期間の保険料を遡って納付することができる。」と説明され、その場で複写式の納付書が発行された。

後日、区役所の同じ職員に12万円から20万円ぐらいの国民年金保険料を遡って一括して納付したところ、「これで、納付することができるところは全て納付できた。」と言われたことを憶<sup>おぼ</sup>えている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立期間①後の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、第3回特例納付により納付済みとなっているところ、本来、特例納付は保険料が未納となっている期間のうち、先に経過した月の分から保険料を納付するものとされていることから、申立期間①の保険料は、申立人が当該特例納付を行った時点において、既に納付済みであった可能性が考えられる上、当該期間は、3か月と短期間である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和56年9月頃、当時居住していた区の区役所の窓口の男性職員に、納付していなかった期間の国民年金保険料

を納付する意向を伝えた際、その職員から、「当時の保険料額ではなく、現在の保険料額で未納期間の保険料を遡って納付することができる。」と説明され、その場で発行された納付書により、後日、遡って一括して保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、47年4月から48年3月までの保険料を第3回特例納付により、また、54年7月から56年3月までの保険料を過年度納付により、それぞれ同年10月27日に納付していることが申立人の所持する領収証書から確認できる。しかしながら、申立期間②の保険料については、申立人が遡って一括して保険料を納付した同年10月27日の時点において、i) 第3回特例納付により納付することができるのは、時効消滅している53年3月以前の期間の保険料であること、ii) 53年4月から54年6月までの期間については、時効のため過年度納付により納付することはできないことから、特例納付又は過年度納付により一括して納付することはできない上、申立人は、一括して保険料を納付したのは1回のみであると述べている。

また、申立人の所持している昭和56年10月27日に納付した領収証書に記載された金額に、申立期間②のうち53年3月以前で時効消滅している月分の国民年金保険料を特例納付した場合の金額を加えた額は、申立人が主張する12万円から20万円の額からは、大きく乖離している。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年3月から同年5月までは3,500円、同年6月から同年8月までは4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年3月頃から同年9月1日まで

私は、申立期間において、A市にあったB社（現在は、C社）のD事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管するB社作成の被保険者が記載された名簿（以下「C社保管名簿」という。）及びB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「年金事務所保管名簿」という。）に、申立人の資格取得日が昭和26年3月1日、資格喪失日が同年9月1日と記載されていることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、年金事務所保管名簿において、申立人の厚生年金保険記号番号の記載は無い。

しかしながら、申立人と同様に厚生年金保険記号番号の記載の無い同僚には、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、書換え後の申立人が記載されていない年金事務所保管名簿においては、厚生年金保険記号番号が記載されている。

また、C社保管名簿に記載された申立人を除く全ての者に、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人だけを厚生年金保険に加

入する旨の届出を事業主が怠ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 3 月から同年 5 月までは 3,500 円、同年 6 月から同年 8 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年3月1日まで  
私が、A社（後に、B社）及びA社のグループ会社に勤務していた期間のうち、A社からグループ会社のC社へ異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において申立てに係るグループ会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間後の給与明細書を一部所持しているところ、当該給与明細書に記載された事業所名はA社であることが確認できる。

さらに、申立人と同日にA社のグループ会社であるD社からC社に転籍した際に、申立人と同様、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が無い同僚が年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がB社からF部門を承継したG社に照会したところ、同社は、当該同僚はA社に入社以来、継続して同社及び関連会社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答している。

加えて、上記の同僚は、「申立人は、申立期間において私と同じ仕事をしていた。」と供述していることから、申立人の申立期間における業務内

容及び勤務状況は、その前の期間と同様であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年12月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月30日から3年1月1日まで  
A社及びグループ会社のB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、同僚の証言及び申立人が所持している給与明細書から判断すると、申立人はグループ会社に継続して勤務し（平成3年1月1日に、A社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書の報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、平成2年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は、申立



期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、商業登記簿謄本により、A社は、申立期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主に対して照会したものの、回答が無いため不明であるが、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和38年4月1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和36年3月にB社（昭和37年3月30日にA社に名称変更）に入社し、その後、分社化したC社に勤務し、37年9月に退社するまで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は、昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月のB社における社会保険事務所（当時）の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月25日から同年11月1日まで  
私は、昭和36年4月1日から平成16年6月30日までA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する労働者名簿及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年10月25日に、同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8639

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から同年11月25日まで  
私は、A社に継続して勤務していたが、同社B事業所に異動した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所が保管している経歴書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所の回答及び同僚の記録から、昭和43年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年7月まで

私は、昭和47年12月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行っていなかったが、48年8月頃に、当時居住していた市の市役所から国民年金保険料の未納に関するはがきが届いたので、未納の保険料を納付するために同市役所に行った。

その際、国民健康保険料も未納であったので一緒に納付するつもりでいたが、市役所の職員から「次の会社が決まっているなら健康保険はそちらで加入するので、保険料は納付しなくてもいい。」と言われたので国民年金保険料のみを納付することにし、市役所の窓口を持参したはがきを提出したところ、控えが領収書になっている複写式の納付書を渡されたので、同市役所内の会計窓口で4,000円から5,000円ぐらいの金額を一括納付し、控えを受け取っていたが、その後紛失してしまった。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月頃に、市役所から自宅に国民年金保険料の未納に関するはがきが届いたので、同市役所で申立期間の保険料の納付を行ったと述べているが、申立人は国民年金の加入手続きを行った<sup>おぼ</sup>憶えが無く、当該期間当時に国民年金手帳を受け取った記憶も無いことから、国民年金の加入状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、市役所の会計窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納



付したと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、申立人が国民年金に加入した形跡が無いことに加え、申立人が保険料を納付したとする市の国民年金被保険者台帳等でも確認することができないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、国民年金制度が開始された昭和 36 年頃、市役所で国民年金の加入  
手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、自宅に来ていた集  
金人に 400 円ぐらいの保険料を納付していた。

また、集金人が来た際に、資金に余裕がなく、国民年金保険料を納付す  
ることができない旨を集金人に伝え、「質屋に行ってください。」  
と言われたことがあったことを憶<sup>おぼ</sup>えているが、後日、その月分の保険料  
を納付したかどうかについては、憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金人が来た際に、国民年金保険料を納付することがで  
きないことを集金人に伝え、「質屋に行ってください。」と言われ  
たことがあったことを憶<sup>おぼ</sup>えているが、後日、その月分の保険料を納付した  
かどうかについては、憶<sup>おぼ</sup>えていないと述べるなど、保険料の納付状況が不明  
であり、その主張からは、申立期間を通じて申立人が保険料を納付していた  
ことをうかがうことはできない。

また、申立人は、集金人以外の方法で国民年金保険料を納付した記憶は無  
いと述べているが、申立人が居住していた市では、昭和 37 年 6 月から集金  
制度を開始していることが確認できることから、申立期間のうち、36 年 4 月  
から 37 年 3 月までの保険料については集金人に納付することができないこ  
とに加え、申立人の特殊台帳の昭和 38 年度の欄に「時効消滅」の押印が、  
40 年度の摘要欄に第 2 回特例納付に係る納付書を発行した旨の押印が確認で  
きることなどから、申立期間の一部については、当時、過年度納付又は第 2

回特例納付により納付することが可能であるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間以外にも未納期間が散見されることが、オンライン記録により確認できる上、申立期間は60か月と長期間に及んでいる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7120 (事案 3772 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に大学を卒業後、直ちに家業を継いだので、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てを行ったが、認められなかった。

私は、前回の申立ての際、申立期間の私の国民年金保険料の納付について証言等を得ることができる顧問税理士の氏名と連絡先を申告していたにもかかわらず、同税理士の証言等が審議にいかされていなかったことから、今回、再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、i) 申立人は、当該期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、57 年 4 月頃と推認され、当該加入手続時点においては、当該期間の大半の保険料は時効により納付することができないこと等から、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の顧問税理士から申立期間の国

民年金保険料の納付について証言等が得られると主張しているが、同税理士から前回提出のあった申立人の父親の確定申告書（写）等は、当該期間の保険料納付を証明するようなものではないことに加えて、今回、同税理士からは、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがえる具体的な証言も得られない上、新たな資料の提出も無い。また、申立人からも、当該期間の保険料の納付に関する新たな情報や新たな資料の提出も無い。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7121

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月、同年5月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月及び同年5月  
② 平成16年9月

私の母親が、平成6年6月頃に、私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれたと思う。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が、後から遡って納付書により納付したが、納付時期及び保険料額等については憶<sup>おぼ</sup>えていない。

母親から国民年金保険料はきちんと納付するように強く言われ、納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、遡って納付書により納付していたと述べているが、納付時期、納付場所及び納付した保険料額の記憶が明確でない上、同居家族も申立人の国民年金についての記憶が明確でないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、保険料収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7122

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から57年12月まで

私は、会社を退職後昭和52年7月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、金融機関で納付書により納付していた。納付金額は、月に7,100円ぐらいだったと記憶しているが、納付周期についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当該加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から60年1月と推認でき、申立人の主張と一致しない上、当該加入手続時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間中に申立人が居住していた各区において申立人が国民年金に加入していたことが確認できない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付月額について、7,100円ぐらいだったと述べているが、実際の保険料月額と乖離<sup>かい</sup>しており、申立人が主張している金額は、納付済みとなっている昭和61年度の保険料月額に相当する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し



ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から50年3月まで

私は、会社を退職した昭和40年10月頃、母親に勧められて国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に3か月ごとに夫の保険料と一緒に納付していた。

私は、昭和40年当時、友人が国民年金に加入していなかったため、国民年金に加入するように勧めたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和40年10月頃、国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の任意加入被保険者の被保険者資格の取得日から50年12月頃と推認でき、その時点において、申立期間のほとんどは時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は、昭和40年当時、友人が国民年金に加入していなかったため国民年金に加入するように勧めたことを記憶していると述べているが、その友人は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる時期と同

時期の 50 年 12 月に国民年金に任意加入し、申立人と 2 番違いの国民年金手帳記号番号が付番されていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 5 日から 32 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月 5 日に A 地域の B 店舗（厚生年金保険の適用事業所名は、C 社（現在は、D 社））に入社したが、その後、E 地域に B 店舗（厚生年金保険の適用事業所名は、F 社）が開店することになり、同店舗に異動した。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 32 年 7 月 1 日に F 社における資格を取得しており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、D 社は、「当時の総務、経理担当者に確認したところ、申立人は、昭和 31 年 3 月に C 社に入社し、3 か月から 6 か月勤務した後に F 社に移ったようだ。」と回答していること、及び F 社は、「当時を知る者に確認したところ、E 地域の B 店舗の開店は、昭和 31 年 9 月頃であり、申立人は開店当初から勤務していたようだ。」と回答していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 3 月 5 日から同年 9 月頃までは C 社に、同年 9 月頃からは 32 年 7 月 1 日までは F 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 31 年 3 月 5 日から同年 9 月頃までの期間について、申立人が同期入社と記憶している同僚 3 人の被保険者資格取得日は、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、C 社に昭和 31 年 4 月に入社したとする元従業員は、「私は入社

後、3か月ぐらいで一度退職したが、さらにその2か月後にC社に再度入社し、遅くとも昭和31年中にはF社に異動した。」と述べているところ、当該元従業員の氏名は上記被保険者名簿に見当たらない上、申立人が姓のみ記憶している同僚一人の姓も上記被保険者名簿に見当たらない。

申立期間のうち、昭和31年9月頃から32年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年7月1日であり、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「E地域のB店舗の開店に伴い、開店の少し前に異動し、開店準備もした。同じ時期に異動したのは、F社の責任者になった者ぐらいだった。」と述べているところ、当該責任者は、C社で昭和31年8月6日に被保険者資格を喪失した後、F社が厚生年金保険の適用事業所となった32年7月1日に同社で被保険者資格を取得している上、上記の31年中にC社からF社に異動したとしている元従業員も、同日に同社で被保険者資格を取得している。

さらに、F社に昭和32年4月に入社したとする同社の当時の事務担当者は、「私が入社した時には、F社は社会保険に入っていなかったが、入るよう指導された。同社が適用事業所となる手続は私がしたと思う。」と述べている。

加えて、C社及びF社は、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除したか否かについては当時の資料が無いため不明である旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録では、A社の被保険者資格喪失日が昭和 20 年 9 月 1 日と記録されている。当時は、B職として、会社の寮で生活をしていたので、退職すれば住むところが無くなる。終戦の半月後に退職する訳は無く、1年間は寮に住んでいたと記憶しており、同社の資格喪失日は 21 年 9 月 1 日であるはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、終戦後1年間は、A社に勤務し、同社の寮に住んでいたため、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 21 年 9 月 1 日であると主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出し順に記載された厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し（同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われておらず、厚生年金保険支給対象の被保険者資格の取得日は、同年 10 月 1 日となる。）、20 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社は、申立人の在籍期間については、確認できる資料が保管されておらず不明である旨回答している上、C健康保険組合は、申立人の被保険者記録は保存期間経過のため、廃棄処分にしており不明である旨回答していることから、申立人の被保険者資格喪失日について確認することが

できない。

さらに、申立人が記憶している上司及び同僚の二人は、ともに所在不明である上、所在が確認できた別の同僚一人は、申立人の退職日について具体的に記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 59 年 3 月 31 日とされており、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

昭和 59 年 4 月から他社に入社することが決まったためにA社を退社したので、申立期間が被保険者期間となっていないとは思ってもいなかった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者一覧表における申立人の退職日は、昭和 59 年 3 月 30 日である上、A社における雇用保険の離職日も同日と記録されている。

また、A社が作成した社会保険台帳における申立人の健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金の喪失日は、昭和 59 年 3 月 31 日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、B社は、「退職者一覧表及び社会保険台帳の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 59 年 3 月 31 日と届け出し、同年 3 月の厚生年金保険料は、申立人の給与から控除しておらず、社会保険事務所（当時）にも納付していない。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8643

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から同年11月9日まで

私は、申立期間において、A社で正社員のB職として従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の平成元年11月9日である同僚が15人確認できるところ、このうちの6人の雇用保険の資格取得日は、申立人と同様、同年11月9日より前であることが確認できる。

また、申立人と同様、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日よりも前に入社したとする同僚が、年金記録確認C地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同社の元総務担当者は、「厚生年金保険被保険者資格取得の手続きは、従業員の入社都度行っていたわけではなく、一定の時期にまとめて行うことを通例としていた。」と供述している。

さらに、複数の同僚は、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間については、保険料が給与から控除されていたかは不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 51 年 2 月に A 社に入社し、53 年 1 月末まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社し、昭和 53 年 1 月末まで勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録では、申立人の同社における離職日は 51 年 2 月 28 日とされている。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、同僚二人が記憶している当時の社会保険担当者も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人を記憶している同僚からは、申立人の申立期間に係る勤務実態について具体的な証言は得られなかった。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申請の上、当該保険料の納付を全額免除されていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8645

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 6 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退  
手当金支給済期間となっている。脱退手当金については、請求した覚え  
は無く、現在受給している老齢厚生年金に同社の分も含まれていると思  
っていた。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間における最終事業所で  
あるA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月  
後に支給決定がなされている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事  
務処理に不自然さはない。

また、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退  
手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、  
申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年3月1日まで  
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、家族5人で一緒にA社に勤務していた同僚を記憶している。」と供述しているところ、当該5人は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が記憶している女性の同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者となっておらず、ほかの同僚が名前を挙げた複数の女性についても、同社において被保険者となっていない。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡している上、同社は、「申立期間当時の在籍者名簿などの資料が一切残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、上記の家族5人で勤務していたとする同僚は、既に5人とも亡くなっている上、複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者がおらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。